

【短期入所生活介護・短期入所療養介護】

問1 (短期入所生活介護のみ) 緊急受入をした場合に追加で算定できる緊急短期入所受入加算については、国通知に例が記載されているが、緊急受入がなく短期入所を30日利用した場合、何日分まで算定が可能か。

答1 30日を3で除した日数まで算定できる。

よって、10日分まで算定できる。

ただし、あくまで算定できるということであり、事前の利用者等からの同意やケアマネとの調整が必要である。

問2 短期入所生活介護の利用日数が月に1泊しただけで2日だった場合、 $2 \div 3 = 0.66$ と整数が存在しないが、端数を切り上げて1日分の緊急短期入所受入加算の算定が可能なのか。

答2 可能である。

問3 追加算定に当たり、指定権者に何か届け出る必要はあるか。

答3 緊急短期入所受入加算の算定に当たり、「介護給付費算定に係る体制等状況表」の届出は必要とされていないため、届出は不要である。